議案第31号

おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年おいらせ町条例第34号)の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成28年3月3日提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正及び学校教育法(昭和22年法律第26号)の一部改正に伴い、引用条項及び小学校区分等所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年おいらせ町条例第34号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第8条の2第1項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期 課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を早出遅 出勤務開始日とする改正後のおいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関 する条例第8条の2の規定による請求を行おうとする職員は、施行日 前においても規則の定めるところにより、当該請求を行うことができ る。